保医発 0731 第１号
令和６年７月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課(部)長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和６年８月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

別表のⅡの 133（３）③イｉ中の「及び 200cm 以上のカテーテル長」を「及び必要なカテーテル長」に改める。

（別添参考）

「特定保険医療材料の定義について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～132　（略） 133　血管内手術用カテーテル ⑴・⑵　（略） ⑶　末梢血管用ステントセット ①・②　（略） ③　機能区分の定義 ア　（略） イ　橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 ｉ　橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び必要なカテーテル長を有していること。 ii　ウに該当しないこと。 ウ　（略） ⑷～㉓　（略） 134～227　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）	（別表） Ⅰ　（略） Ⅱ　医科点数表の第２章第１部、第３部から第６部まで及び第９部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～132　（略） 133　血管内手術用カテーテル ⑴・⑵　（略） ⑶　末梢血管用ステントセット ①・②　（略） ③　機能区分の定義 ア　（略） イ　橈骨動脈穿刺対応型 次のいずれにも該当すること。 ｉ　橈骨動脈から末梢動脈まで送達可能な性能及び 200cm 以上のカテーテル長を有していること。 ii　ウに該当しないこと。 ウ　（略） ⑷～㉓　（略） 134～227　（略） Ⅲ～Ⅸ　（略）